

報道資料 3

平成26年4月9日

報道機関各位

地域経営課長



三条市
SANJO CITY

中心市街地の歴史的建造物活用を支援

中心市街地には、歴史的建造物や小路といった当市ならではの特徴的な町並みが残っています。その町並みを保全し、地域の賑わいの創出を図るために、歴史ある建造物を活用して出店等をする方の支援を行います。個人、法人、市民団体が新規出店する、または活動拠点を構える際に活用いただけます。

●歴史的建造物活用事業補助金

1 対象 歴史ある建造物を活用して新規出店、または活動拠点を構えようとする個人、法人、市民による団体等

2 補助率・限度額

対象経費	補助率	補助金限度額
改修費	3/4	300万円
賃借料（1年間）	1/2	月額10万円

- ・建築手続き費、敷金、礼金等は補助対象外です。
- ・補助金の採択は予算の範囲内で行います。

3 対象物件 市が指定した「中心市街地賑わい創出エリア」内に存在するおおむね昭和20年以前に建築された建物で、市が保存する価値があると認めるもの

*申請される方は事前にご相談ください。

4 申込期限 5月15日（木）

担当：地域経営課 地域振興係 石井
電話：0256-34-5511（内336）